

会議名	令和6年度 第2回稲沢市都市計画審議会
日時	令和7年2月14日(金) 午後3時から午後4時10分
開催場所	稲沢市役所 政策審議室
議題	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 議事録署名委員の選出について</li> <li>2 議案 第1号議案 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について(付議)</li> <li>3 特定生産緑地の指定について</li> <li>4 その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域内地区計画運用指針について</li> <li>・都市計画審議会の今後の予定について</li> </ul> </li> </ol>
出席委員	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 20%;">・久田安信(代理)</li> <li style="width: 20%;">・進藤尚寛</li> <li style="width: 20%;">・岡正規</li> <li style="width: 20%;">・山内健嗣</li> <li style="width: 20%;">・服部猛</li> <li style="width: 20%;">・森真弓</li> <li style="width: 20%;">・大塚俊幸</li> <li style="width: 20%;">・望月直子</li> <li style="width: 20%;">・山田崇夫</li> <li style="width: 20%;">・大野紀之</li> <li style="width: 20%;">・土岐優子</li> <li style="width: 20%;">・日比野貴子</li> <li style="width: 20%;">・北村太郎</li> </ul> <p style="text-align: right;">(順不同)</p>
欠席委員	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・角田肇康</li> <li style="width: 50%;">・野田千賀</li> </ul>
出席者(市)	<ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 50%;">・まちづくり部長 松永隆</li> <li style="width: 50%;">・まちづくり部調整監 野澤清司</li> <li style="width: 100%;">・まちづくり部調整官 鈴森泰和</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画課 まちづくり部次長兼課長 大野優樹 主幹 横井利幸 主査 川口尚哉 主任 鈴木徹</li> <li>・都市整備課 課長 小崎晃 主幹 高瀬博和 主査 中島悠一郎</li> <li>・建築課 主幹 渡邊大樹 主事 中野鉄平</li> <li>・愛知県尾張建設事務所建築課 課長補佐 荒木隆裕 技師 水谷唯</li> </ul>
公開/非公開	公開
非公開の理由	—
傍聴人	1人
会議の内容(概略)	

<p>開会 (事務局)</p>	<p>「半数以上の委員出席につき審議会は成立」の報告</p> <p>【部長挨拶】</p> <p>【部長から付議書の読み上げ】</p> <p>稲沢市都市計画審議会条例第7条第1項の規定に基づき、会議進行を会長に委任</p>
<p>議事進行</p>	<p>○議題1 議事録署名委員の選出について 稲沢市都市計画審議会運営規則第9条に基づき会長指名により、大野委員、土岐委員が選出された。</p> <p>○議題2 第1号議案 建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく一般廃棄物処理施設の敷地の位置について(付議)</p>
<p>議案説明 (事務局)</p>	<p>【第1号議案】 資料に基づき説明を行った。</p>
<p>質疑応答</p>	<p>(委員A) 本計画の前面道路は6.5mであるが、資料1にある許可基準によると、前面道路の幅員は9m以上必要なのではないか。</p> <p>(事務局) それぞれ一方通行の6363号線と6350号線が水路を挟んで位置しており、この2車線を前面道路とみなして許可基準を満たしており、交通上支障がないと考えています。</p> <p>(委員A) 許可基準が9mであることについて、中央分離帯等があっても問題ないのか。</p> <p>(事務局) 道路の管理幅員として、9m以上あればいいということになっております。</p> <p>(委員B) 今回は道路の基準にあるただし書きに該当するということではないのか。</p> <p>(事務局) ご指摘のとおりです。</p> <p>(委員A) 前面道路の幅員は歩道も含むのか。</p> <p>(事務局)</p>

歩道も含まれます。

(委員 A)

現地を確認したが、大型車を歩道に停めることのないよう指導をお願いしたい。

(委員 C)

騒音や異臭等の環境対策について、詳しく説明をお願いしたい。

(事務局)

建物の外壁内側に石膏ボードを二重張りして防音性能を高めています。異臭についてはプラスチックという特段臭いが発生しないものを扱っていますので、これまでも対策はありませんでした。10月に実施した説明会でも異臭についての苦情はありませんでした。

(委員 C)

許可を取る前に対策をするのは当然だが、継続して検査を行うなど、地域の方の理解が得られるような体制がとられるのか。

(事務局)

産業廃棄物処理業については、5年に一度の更新が必要でありまして、先月愛知県の廃掃法所管部局による立ち入り検査を実施し、適正であることは確認しています。

(委員 D)

これまで処理していた産業廃棄物よりも、一般廃棄物のほうが食べ物など臭いの発生が懸念される。行政が集めたごみを処理するのか、それとも一般家庭の方が持ち込みを行うのか。

(事務局)

今回の一般廃棄物処理施設の対象となる廃棄物は、容器包装リサイクル協会から委託を受けて市町村から収集した一般家庭から出るプラスチック容器などを処分し、一部をリサイクルする予定です。汚れたものは可燃ごみ扱いとなることから、悪臭の原因となるものは少ないと聞いております。

(委員 D)

住民の方が出されるので、想定とは違うこともあると思う。ごみの出し方について行政が住民の方に周知を徹底してほしい。

(委員 B)

許可基準では児童の登下校に支障がないよう努めることとなっているが、配慮はされているか。

(事務局)

前面道路は通学路ではありませんが、搬入経路の一部は通学路と重なります。そこについてはガードレールにより歩車分離されています。ただ、搬入時間は午前8時から午後5時の計画ですので、登下校の時間と搬入が重なることはあ

採決	<p>ります。</p> <p>(委員 B)</p> <p>できる限り登下校の時間帯は避けるなど配慮されたい。</p> <p>● 第1号議案について、全会一致で都市計画上支障がない旨、議決された。</p> <p>○議題3</p> <p>特定生産緑地の指定について</p>
議案説明 (事務局) 質疑応答	<p>資料に基づき説明を行った。</p> <p>(質疑なし)</p>
意見聴取	<p>● 特定生産緑地の指定について意見はなかった。</p>
その他説明 (事務局)	<p>○議題4 その他</p> <p><b>【市街化調整区域内地区計画運用指針について】</b></p> <p>資料に基づき説明を行った。</p>
質疑応答	<p>(委員 E)</p> <p>3点確認したい。1点目は、指針別表Aの拠点地区型等の要件に「概ね 800m」とあるが、道路や水路などの地形地物で線引きすることができるのか。2点目は、この「概ね」という表現は行政判断による柔軟な対応を可能にするものだと解釈してよいか。3点目は、都市計画の考え方として、区域の境界の解釈に明確な基準があるものなのか。以上について一定の理解が得られるようであれば、次のような文言の追加を要望したい。1つ目は、合理的な境界をもって区域を定めるといった内容。2つ目は道路や水路といった明確な地形地物や都市施設をもって区域を定めるといった内容。3つ目は、道路や河川の形状に応じて調整することができるといった内容。以上、3点の確認事項と、文言追加の要望について検討していただけるかを回答いただきたい。</p> <p>(事務局)</p> <p>「概ね 800m」の表現については、800mを多少越えたエリアであっても、地形地物や都市計画施設の端部で区切るということを考えてのもので、委員のご指摘いただいた内容については現在の文言で解釈できるという認識です。指針の3ページにある「運用指針2の取扱い」②に、区域の設定については原則、地形地物で定めるものとする記載がありますので、ご要望の内容は指針中に含まれていると考えております。</p>

その他説明 (事務局)	<p>(委員 E)</p> <p>要望した文言を追加しなくてもそのように解釈できるということですね。</p> <p><b>【都市計画審議会の今後の予定について】</b></p> <p>次回の都市計画審議会開催について説明を行った。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>審議案件は終了のため事務局に進行移行</p>
閉会 (事務局)	